

岩倉市地域強靱化計画【概要版】

◆国土強靱化、国土強靱化地域計画とは

国土強靱化とは、人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチで、強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開するものです。

また、国が定める国土強靱化基本計画（以下「国計画」という。）を踏まえ、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「国土強靱化」を、各地域で推進する計画が、**国土強靱化地域計画**です。

地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が地域の強靱化を総合的かつ計画的に推進することは、住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものであり、極めて重要なものです。

1. 計画の策定趣旨、位置付け

●計画の策定趣旨

愛知県では平成27年8月に「愛知県地域強靱化計画（以下「県計画」という。）」を策定（平成28年3月に拡充）し、令和2年3月に見直しを実施しました。国土強靱化のためには、国と地方が一体となってあらゆる施策を推進することが不可欠であり、本市としても、引き続き、強靱で回復力のある安心・安全なまちづくりを進めていく必要があります。

●計画の位置付け

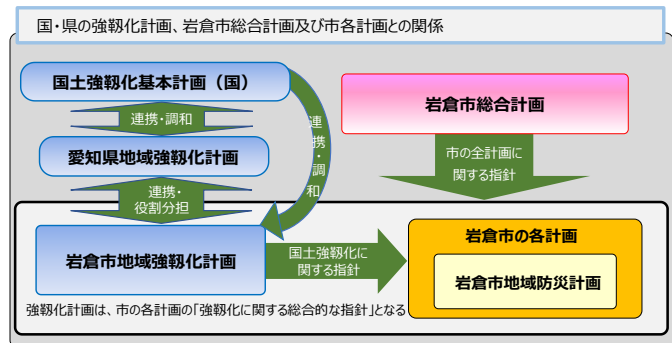
本計画は国土強靱化基本法第13条に基づき策定するもので、国計画と調和を図るとともに、県計画との連携・役割分担を考慮しています。

また、本計画は、市政の基本方針である「第5次岩倉市総合計画」との整合・調和を図りながら、災害の発生前から計画的に市の強靱化を目指すことを目的としています。

●本計画と地域防災計画との関係

「岩倉市地域防災計画」は風水害、地震災害等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧対策について実施すべき事項が定められています。

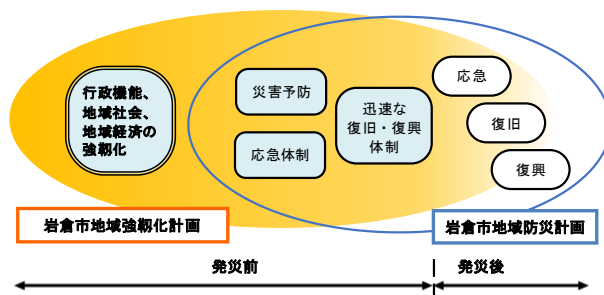
一方、本計画は、災害発生前にあらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生した場合でも最悪の事態に陥ることを避けるべく、本市の行政機能や地域社会、地域経済等の強靱化を図る総合的な指針です。



総合的かつ計画的な施策の展開

「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」の比較イメージ

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の強靱化	○	—



2. 岩倉市の強靱化の基本的な考え方

本市は、地形、気象等の条件に恵まれ従来から大災害を受けた例は比較的少ない状況ですが、過去には、台風の直撃や集中豪雨等により、家屋等が被害を受けました。また、地震は他の災害と異なり、発生予測や直接的予防対策が困難な災害である上、大規模な地震が発生した場合には、家屋の密集地域を中心に大きな被害が予想されます。特に「南海トラフ地震」が発生した場合には、本市においては最大で震度6強の深度が予想されています。これら水害や地震とともに土砂災害が複合的に発生する可能性があります。

また、近い将来の人口減少・少子高齢化、地域コミュニティの維持困難、社会資本の老朽化といった本市の社会的リスクは、災害リスクと複合化することで、被害をさらに拡大させる可能性があります。このため、分野横断的にハード・ソフトの両面から市域を強靱化する必要があります。

基本目標

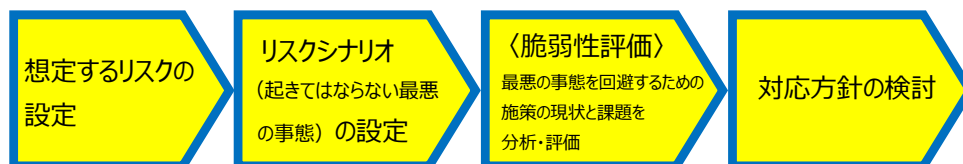
県計画や地域の特性を考慮し、以下の4項目を基本目標として、本市の「国土強靱化」を推進します。

- ① 市民の生命を最大限守る
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する
- ③ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする

強靱で回復力のある安全・安心な市を目指すとともに、市機能の充実、地域コミュニティの維持・活性化を図り、市全体の強靱化を図ります。

3. 脆弱性の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故等により致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを指します。国計画と県計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討しています。本計画策定に際しても、国と県が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討します。



国計画と県計画を参考にして、また、本市の地域特性、過去の災害等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、33の「リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)」を設定しました。これらについては、p. 3「6. 推進する施策の体系」をご覧ください。

4. 施策分野の設定

設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、国計画及び県計画と調和を図り、市の行政組織との整合性を勘案して、右表の14の施策分野を設定しました。長期的施策は、主に横断的分野に設定しています。

本計画においては、「事前に備えるべき目標」と、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」をより細分化した「施策項目」ごとに本市の課題を検討（脆弱性を評価）し、必要な施策を整理しました。

個別分野	①行政機能/消防等/防災教育等
	②住宅・都市
	③保健医療・福祉
	④エネルギー
	⑤情報通信
	⑥産業・経済
	⑦交通・物流
	⑧農林
	⑨市域保全
	⑩環境
	⑪土地利用
横断的分野	①リスクコミュニケーション
	②人材育成
	③老朽化対策

5. 計画推進の方策

●計画期間 令和3年度～7年度（5年間）※見直しが必要な場合、期間内においても適宜見直します。

●計画の推進体制 国、県、民間等とも連携した取組の推進を図るため、本計画の周知に努めるとともに、最新の科学的知見に基づく被害想定や各種リスク情報、取組、研究成果の進捗状況を各主体間で共有しながら、相互に連携して効果的・効率的な取組の展開を図ります。

●進捗管理 本計画の進捗管理は、①PLAN（計画策定）、②DO（実行）、③CHECK（点検・評価）、④ACTION（処置・改善）の流れを基本としたPDCAサイクルにより行います。具体的には5年後の計画更新時に本計画の検証を行う「大きなPDCA」と、各取組レベルの進捗評価を行う「小さなPDCA」の組合せにより、進捗を管理します。

6. 推進する施策の体系

8つの「事前に備えるべき目標」と33の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」、そして「施策項目」は以下のとおりです。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策項目
(1) 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	地域防災力の向上 消防団等の充実強化 住宅・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進 公共施設等の耐震対策の推進 継続的な防災訓練や防災教育等の推進 交通施設等における脆弱性の解消
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	災害対応力の向上 情報通信関係施策の推進 地域防災力の向上 消防団等の充実強化 火災に強いまちづくり等の推進
	1-3 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	継続的な防災訓練や防災教育等の推進 ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進 情報通信関係施策の推進 浸水想定区域の指定・見直し TEC-FORCEとの連携強化 河川堤防等の耐震化等の推進
(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	住宅・建築物等の耐震化等の促進 燃料等の備蓄 電力設備等の早期復旧体制整備の推進 物資調達・供給体制、受援体制の構築等 輸送ルートの確保対策の実施 応急用食料等の調達 迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備 水道施設等の耐震化等の推進
	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	地域の活動拠点施設の耐震性の強化 消防団等の充実強化 災害対応の体制・資機材強化 避難行動要支援者の救助・救急活動 災害対応業務の実効性の向上 道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進
	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱	地方行政機関等の機能低下の回避 帰宅困難者対策の推進
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	住宅・建築物の耐震化や非構造部材の耐震化、家具の転倒防止策等の促進 道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進 医療リソースの供給体制の確立 災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保 多数の負傷者が発生した場合の対応 救急搬送の遅延の回避 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備 民間事業者との連携による燃料の確保 災害時における医療機能の確保・支援体制強化

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目	
(前ページより) (2)救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生	下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実 衛生環境の確保等 避難所の絶対量の不足に対する相互連携 避難所の運営体制等の整備 避難所外避難者への対策の整備 避難所における良好な生活環境の確保等 被災者の生活支援等 住宅・建築物等の耐震化の促進	避難所となる施設の衛生環境の確保 避難所における要配慮者支援 被災者の健康管理 医療情報の共有 避難生活における要配慮者支援 避難所における必要物資の確保等 避難行動要支援者への支援
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
(3)必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱	治安維持のための体制確保と資機材の充実強化	道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等
	3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	市役所等の機能維持 市の業務継続計画(BCP)の作成及び見直し 行政職員の不足への対応 応急活動等の継続のための事前対策 災害応急対策の実施体制の確立	道路の防災対策等 公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進 業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等 防災拠点等の電力確保等 被災者支援の取組
(4)必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	災害対応力の向上	情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要者に伝達できない事態	水防テレメータシステムの整備 情報伝達手段の多様化の推進	情報通信インフラの整備 道路被害情報共有の強化
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	災害対応力の向上 効果的な教育・啓発の実施 情報伝達手段の多様化の推進 情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備	避難勧告等の発令 状況情報を基にした主体的避難の促進 避難の円滑化・迅速化
(5)経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 食料等の安定供給の停滞	農林水産業にかかわる生産基盤等の災害対応力の強化	サプライチェーン輸送モードの強化
	5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	有害物質等の流出防止対策	
	5-3 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備	
	5-4 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	水の安定供給 個別企業BCP策定等の促進	民間企業における事業継続に資する取組の促進 耐災害性を高める施策等の推進
	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	施設の耐災害性強化 石油等燃料確保体制の整備	輸送基盤の災害対策の推進等
(6)ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止	上水道施設の耐震化等の推進	上水道施設の復旧の体制等の強化
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実 浄化槽の整備	し尿処理施設の災害対応力の強化等
	6-4 基幹的交通から地域交通網まで交通インフラの長期間にわたる機能停止	陸の輸送ルート確保の強化 交通施設等の防災対策の推進 幹線交通断断に伴うリスクの想定及び対策の推進 交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備	道路における冠水対策 災害時における放置車両対策 基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	防災インフラの迅速な復旧に向けた取組	防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進
	7-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生	災害対応力の向上 消防水利の確保 消防団等の充実強化	火災に強いまちづくり等の推進 住宅・建築物等の耐震化の促進
(7)制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	危険な空き家の除却等への支援 災害情報の収集体制の強化	沿道の住宅・建築物の耐震化の促進 沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組、道路の閉塞への対策
	7-3 防災施設等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生	消防団等の充実強化 地区防災訓練等の推進 排水機場等の防災対策の推進	情報関係施策の推進 ため池の防災対策の推進
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃	有害物質の流出等の防止対策の推進	石綿飛散防止対策
	7-5 農地等の被害による市域の荒廃	農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備 農地・農林等の荒廃の防止	適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進
	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	住宅・建築物等の耐震化の促進 災害廃棄物の処理体制等の整備、仮置場の確保の推進 ごみ焼却施設の災害対応力の強化等	災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理 災害廃棄物の撤去等にかかわるボランティアとの連携
(8)社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	市役所等の機能維持	災害ボランティアの円滑な受入
	8-3 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れにより復興できなくなる事態	災害からの復興施策等の推進	
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失により復興できなくなる事態	仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化 既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保	自宅居住による生活再建の促進
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	地域コミュニティの強化に向けた行政等の支援 文化財の耐震化等の推進	施設等の展示物・収蔵物の被害の最小化
		風評被害を防止する確かな情報発信のための体制強化 復興体制や手順の検討等	所有者不明土地への対策

岩倉市地域強靱化計画 概要版 令和3年3月

【問い合わせ先】岩倉市総務部協働安全課

TEL:0587-38-5831 (直通) FAX:0587-66-6380 E-mail:kyoudou@iwakura.aichi.jp

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地

岩倉市地域強靱化計画本編は、市ホームページでご覧いただけます。

<https://www.city.iwakura.aichi.jp/>